（運用基準　様式３）
令和5年4月1日

健康福祉局生活福祉部医療援助課

「後期高齢者医療標準化及び医療費助成等システムに係る コンサルティング業務委託」契約結果

後期高齢者医療標準化及び医療費助成等システムに係るコンサルティング業務委託について、公募型プロポーザル方式で、受託候補者を特定し、次のとおり契約しました。

１　件名　　後期高齢者医療標準化及び医療費助成等システムに係るコンサルティング業務委託

２　委託内容
(1) 国が示す標準仕様と本市の仕様との比較分析等
(2) 業務見直しの基本方針作成
(3) システムの移行に係る基本的な移行計画（素案）の策定
(4) 標準準拠システム等に関する調査
(5) 標準準拠システム調達に係る仕様書（素案）の作成

３　契約の相手方　アビームコンサルティング株式会社

４　契約金額　　¥56,292,195

５　契約日　　令和5年4月1日

６　評価結果

提案者	評価点数	順位
アビームコンサルティング株式会社	2454	1

７　評価基準・評価委員会開催経過等

評価委員会開催日時	令和５年１月16日（月）　10:00～11:35
評価委員出席状況	７人中７人出席
評価基準	別紙のとおり

８　問い合わせ先

健康福祉局生活福祉部医療援助課　　045-671-2409

提案書評価基準

1 評価事項

評価項目		評価の着眼点（評価基準）	評価			評価（A～C）	比重	評価点	上限配点
			A	B	C				
1 実施体制								0	計90点
1-1	要員配置の妥当性（要員確保）	本委託業務の担当者の人数は十分か	5名以上	ACに該当しない	2名以下		× 3	0	15
1-2	要員配置の妥当性（分担）	検討にかかる分担が明確にされているか	いずれも明確にされ、複数の担当者が配置されている。	ACに該当しない	明確にされていない業務がある		× 3	0	15
1-3	要員配置の妥当性（地方公共団体のシステム導入・調達）	地方公共団体のシステム導入・調達に関する業務経験を有する管理者・担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし		× 3	0	15
1-4	要員配置の妥当性（クラウド・ネットワーク関連）	大型クラウドへの移行、各種ネットワークの構築、外部インターフェースの調整等に係る業務経験を有する管理者・担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし		× 3	0	15
1-5	要員配置の妥当性（業務見直し）	業務見直しの検討に関する業務経験を有する管理者・担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし		× 3	0	15
1-6	要員配置の妥当性（後期高齢者医療及び医療費助成等）	政令指定都市の後期高齢者医療システム及び医療費助成等システムに関する業務経験を有する管理者・担当者がいるか	4名以上の経験者あり	ACに該当しない	経験者なし		× 3	0	15
2 業務実績								0	計50点
2-1	業務実績①	政令指定都市における基幹システム・基盤システムについて、システム導入・調達にかかる分析等の本業務委託と同種・同類の業務の受託実績を保持しているか	政令市のシステム導入・調達の受託実績を5年以内に有している	政令市のシステム導入・調達の受託実績を有している	政令市のシステム導入・調達の受託実績を有していない。		× 5	0	25
2-2	業務実績②	大型クラウドへの移行、各種ネットワークの構築、外部インターフェースの調整等に係る業務実績を有しているか	クラウド等への大型移行について、包括的な受託実績を有している。	クラウド等への大型移行について、部分的な受託実績を有している。	なし		× 5	0	25
3 業務実施手法								0	計225点
3-1	業務内容①	業務概要(1) 標準化対象業務(後期高齢者医療、更生医療、育成医療、養育医療)は国の標準仕様書と本市の仕様書とのFit&Gap分析方法（ヒアリング・現場調査の実施方法（調査確認項目）及び頻度を含む）	十分な精度、かつ具体的な分析が期待できる。	ACに該当しない	十分な精度、かつ具体的な分析が期待できない。		× 5	0	25
3-2	業務内容②	業務概要(2) 標準化対象外業務（小児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業・重度障害者医療費助成事業、小児慢性特定疾病）の業界基準（パッケージソフト）や請負ベンダー独自仕様と本市仕様書のFit&Gap分析方法（ヒアリング・現場調査の実施方法（調査確認項目）及び頻度を含む）	十分な精度、かつ具体的な分析が期待できる。	ACに該当しない	十分な精度、かつ具体的な分析が期待できない。		× 5	0	25
3-3	業務内容③	業務概要(3) 3－1、3－2を踏まえた新システム導入に伴う業務見直しの基本方針策定の精度・具体性	十分な精度、かつ具体的な業務見直しの提案が期待できる。	ACに該当しない	十分な精度、かつ具体的な業務見直しの提案が期待できない。		× 5	0	25
3-4	業務内容④	業務概要(4) 3－1、3－2を踏まえた新システムへの基本的な移行計画策定の精度・具体性	十分な精度、かつ具体的な移行計画が期待できる。	ACに該当しない	十分な精度、かつ具体的な移行計画が期待できない。		× 5	0	25
3-5	業務内容⑤	業務概要(5) 他都市調査及びRFI調査を適切に実施し、また、その結果を調達計画に反映させることができるか	十分な項目で調査を実施し、また、調達計画等に反映させることが期待できる。	ACに該当しない	調査の項目が不十分かつ調達計画等に反映させることが期待できない。		× 5	0	25
3-6	業務説明書等の理解度	本委託業務について、業務の見える化、業務改善の視点を取り入れ、的確に理解しているか	的確に理解しており検討が十分	ACに該当しない	妥当でない		× 5	0	25
3-7	委託業務に対する整合性	本委託業務への基本的な考え方と具体的な提案内容に整合性がとれているか	十分な整合性が取れている。	ACに該当しない	整合性が取れてない。		× 5	0	25
3-8	委託業務に対する具体性	本委託業務について実現可能な具体的な提案ができているか	極めて有効な工夫や提案が見られ、具体的かつ実効性が期待できる	ACに該当しない	実現の可能性が低い		× 5	0	25
3-9	委託業務に対する意欲	本委託業務への意欲があるか、また新たな提案が期待できるか	極めて意欲的である、また、新たな提案が期待できる。	ACに該当しない	意欲が低く、また、新たな提案も期待できない。		× 5	0	25

4 ワークライフバランスに関する取組							0	計5点
4-1	ワークライフバランスに係る取組状況	次のア～カについて該当する項目があるか	3項目以上該当する	1項目以上該当する	該当項目がない	× 1	0	5
	ア　次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	該当：策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算） 非該当：策定していない、又は策定しているが従業員101人以上						
	イ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	該当：策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ加算） 非該当：策定していない、又は策定しているが従業員301人以上						
	ウ　次世代育成支援対策推進法に基づく認定の取得（くるみんマーク、プラチナくるみんマーク）	該当：次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得している 非該当：次世代育成支援対策推進法に基づく認定を取得していない						
	エ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	該当：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得している 非該当：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定を取得していない						
	オ　青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	該当：青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしている 非該当：青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得をしていない						
	カ　よこはまグッドバランス賞の認定の取得	該当：よこはまグッドバランス賞の認定を取得している 非該当：よこはまグッドバランス賞の認定を取得していない						
5 障害者雇用に関する取組							0	計5点
5-1	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成しているか	達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	達成していない（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）		× 1	0	5
6 健康経営に関する取組							0	計5点
6-1	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の認定、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証をされているか	認定をされている、又は認証をされている。	認定をされていない、又は認証をされていない。		×1	0	5
						（評価点合計0点		/満点380点）

2　選定について

（1）次のように評価を行う。
ア　各評価項目において、評価委員はA（5点）、B（3点）、C（0点）で評価を行う。
イ　評価委員の合計点の平均点を最終評価点数とする。
ウ　2-1及び3のいずれかの項目において評価委員全員がCをつけた事業者は選定しないこととする。
（2）選定方法について
ア　当該事業実施希望者のなかから上位1者を選定する。
イ　複数の事業者が同点だった場合、「1 実施体制」の点数が高い事業者を選定する。
ウ　イにおいて同点の場合、「要員配置の妥当性（要員確保）」の点数が高い事業者を選定する。